

営業秘密官民フォーラム

# 最近の事例から見える営業秘密の 管理対策のポイント

平成28年6月15日

弁護士知財ネット事務局

**弁護士 星 大 介**

## Agenda

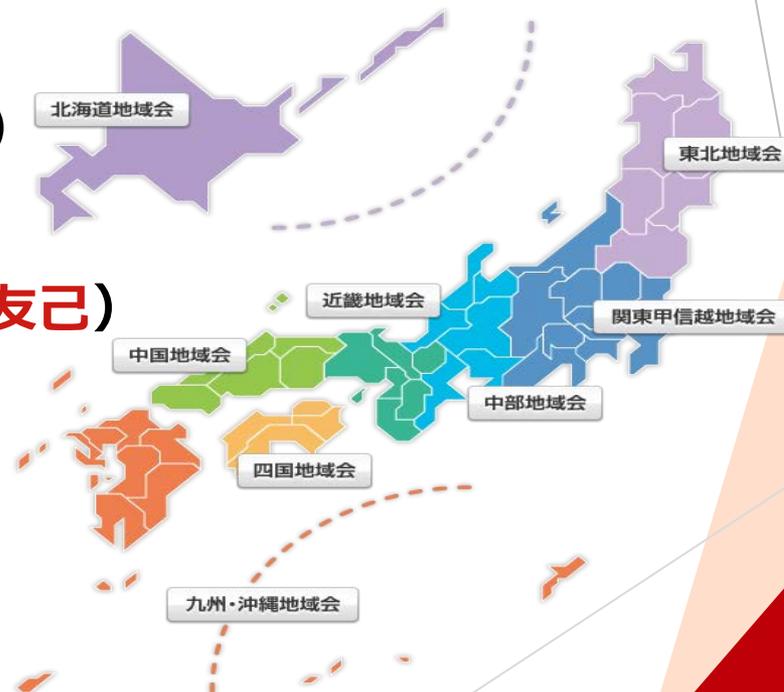
- ▶ 弁護士知財ネットとは
- ▶ 営業秘密管理のポイント
  - ▶ 事例1：匠のワザは保護される？
  - ▶ 事例2：とりあえず規程作りました。
  - ▶ 事例3：え！？逮捕？

## 弁護士知財ネットとは

- 設立：2005年
- 目的：地域密着型の司法サービスの充実と拡大  
専門人材の育成や司法サービスの基盤確立
- 会員数：約1000人（特別会員含む。）
- ホームページ：<http://www.iplaw-net.com/>
- 全国の知財弁護士のネットワーク
  - 理事長：小松陽一郎（大阪）
  - 専務理事：末吉 亙（第二東京）
  - 事務局長：林 いづみ（東京）

## 弁護士知財ネットとは

- 8つの地域会（括弧内は地域会窓口）
  - 北海道（馬杉栄一、安藤誠悟）
  - 東北（石井慎也）
  - 関東甲信越（林 いづみ）
  - 中部（後藤昌弘）
  - 近畿（小松陽一郎、伊原友己）
  - 中国（山本英雄）
  - 四国（滝口耕司）
  - 九州沖縄（田邊 俊）



## 弁護士知財ネットとは － 弁護士知財ネットの活動 －

- **知財弁護士の育成**
  - 各種勉強会等の開催
  - 会員相互の情報交換・共有
- **司法サービスの提供**
  - 法律相談への対応
  - 知財総合支援窓口・配置弁護士の派遣
  - 普及啓発活動
    - ホームページ等を通じた情報発信
    - シンポジウム等の開催
- **全国横断的活動（国際&ジャパンコンテンツ）**

# 弁護士知財ネットとは

## － 弁護士知財ネットの活動（営業秘密関連） －

### ■ 知財弁護士の育成（勉強会）

- 「営業秘密に関する相談対応」（関東甲信越地域会・林いづみ）（H26.10.28）
- 「営業秘密に関する勉強会」（関東甲信越地域会・林いづみ、城石惣、星大介）（H27.5.26）
- 「不正競争防止法における営業秘密と損害について」（関東甲信越地域会・大塚一郎）（H27.12.22）
- 「営業秘密をめぐる実務について」（中部地域会北陸支部・林いづみ）（H27.6.26）
- 「営業秘密をめぐる最近の動向」（近畿地域会和歌山地区・松村信夫）（H28.2.26）
- 「先使用権の活用と実践」（関東甲信越地域会・足立昌聡（特許庁法制専門官））（H28.5.31）

# 弁護士知財ネットとは

## － 弁護士知財ネットの活動（営業秘密関連） －

### ■ 司法サービスの提供

#### ■ 営業秘密・知財戦略セミナーの共催・無料法律相談会

- 平成26年度：全国延べ10カ所（法律相談会のみ）
- 平成27年度：全国延べ10カ所（内9か所につきセミナー共催）  
〔セミナーテーマ：「営業秘密の刑事的保護」〕

#### ■ 普及啓発活動

##### ■ ホームページ等を通じた情報発信

- コラム「営業秘密を保護するためにはどうしたら良いか」  
（近畿地域会・柿沼太一）

##### ■ シンポジウム等の開催

- 「会社のヒミツを守るには」（中国地域会）（H27.10.27）

## 営業秘密管理のポイント

### ◆ エンフォースメントとリスクマネージメント

- 「訴えるためにはどうしておくべきか？」
- 「訴えられないためにはどうしておくべきか？」

- ・ 社内体制（規程等）の整備・運用
- ・ 社員教育・管理
- ・ 契約
- ・ 競業他社との関係
- ・ 資料の保存・管理
- ・ トラブル対応

法分野横断的な対応

- ・ 知財法
- ・ 商法、会社法
- ・ 労働法
- ・ 契約法
- ・ 独占禁止法
- ・ 訴訟法（民事/刑事）

## 営業秘密管理のポイント（事例）

### ◆ 事例 1 : 匠のワザは保護される！？

#### A 社長

「他社には真似できない高品質な製品 a を製造するためには、b 工程での『温度』と『時間』と『傾き』を絶妙に調整する必要がある。（写真を見せながら）これは私が長年の経験で身につけたワザなんだ。」

- ① 最近当社と同様の品質の製品 a が安く販売されて困っている。止めさせられないか？
- ② Z 社から、「特許権を侵害している」との警告書が届いた。まさか他社の技術ではないはずだが。

## 営業秘密管理のポイント（事例）

### ◆ 事例 2：とりあえず規程作りしました。

#### 担当者 B

「最近、上司から『オープン&クローズ戦略が重要だ！営業秘密の管理をしっかりとるように。』と言われ、とりあえず規程を作りました。」

- ① 「厳秘」、「極秘」、「マル秘」、「社外秘」、「部外秘」、「公開」の区分を定め、各事業部の部長が決定することになっています。
- ② 電子データへのアクセス権も、部長が決めることになっています。

## 営業秘密管理のポイント（事例）

### ◆ 事例3：えっ！？逮捕？

#### 管理部長 C

「Y社から転職してきた従業員Dが逮捕されてしまいました（汗）。Y社から秘密情報を持ち出して使っていたようです。」

- ① 我が社はどうなるのでしょうか？
- ② X社からE氏を中途採用することになりました。何に留意すべきでしょうか。